

ILO「社会保障費用調査」における 「社会保障給付費」の定義（ILO 基準）

ILOの「社会保障費用調査」においては、以下の3基準を満たす全ての制度における給付費を、「社会保障給付費」としている。

①機能

制度の目的が、次のリスクやニーズのいずれかに対する給付を提供するものであること

- (1) 高齢 (2) 遺族 (3) 障害 (4) 労働災害 (5) 保健医療
- (6) 家族 (7) 失業 (8) 住宅 (9) 生活保護その他

②給付の根拠

制度が法令によって定められ、それによって公的、準公的、もしくは独立の機関に特定の権利が付与されるか、あるいは責任が課されるものであること

③給付管理の主体

制度が法令によって定められた公的、準公的、もしくは独立の機関によって管理されていること

※管理費、施設整備費は除外される。